

市内障害児通所支援事業者 代表者 様

相模原市長 本村 賢太郎
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための学校の臨時休業に伴う放課後等
デイサービス事業所等の対応について(その6)(通知)

日頃より本市の障害福祉行政にご理解、ご協力いただき、厚くお礼申し上げます。
また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対策の徹底と福祉サービスの継続に
ご尽力いただき、大変感謝申し上げます。
さて、5月25日に神奈川県を対象区域とする新型インフルエンザ等対策特別措置法に基
づく緊急事態宣言が解除されましたが、障害児通所支援事業所におかれましては、次のとお
り、ご対応くださいますようお願いいたします。

1 感染拡大防止対策について

さらなる感染拡大防止の観点から、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留
意点について」(令和2年4月7日厚生労働省健康局結核感染症課ほか事務連絡)に基
づき、引き続き適切な感染防止対策の徹底をお願いいたします。

また、感染が疑われる者が発生した場合には、本市発出の「感染疑い発生時対応フロー
(障害福祉サービス事業者等)」に基づき、適切に対応してください。

2 人員基準等の取扱いについて

これまでに国の事務連絡及び本市「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための学校の
臨時休業に伴う放課後等デイサービス事業所等の対応について(通知)」でお知らせを
しております、人員基準等の臨時的な取扱いにつきましては、代替サービスの提供を含め、
当面の間、継続いたします。

3 学校再開に伴う対応について

学校再開に伴い、相模原市立の学校につきましては、6月1日から6月12日までの間、
児童生徒の登校日や登校時間帯をずらす分散登校が行われます。

分散登校期間中のサービス提供につきましては、利用時間等について保護者と連絡・調
整の上、ご対応いただくようお願いいたします。

4 その他

今後、国から示される通知や方針の変更等を踏まえ、本取扱いについて変更する場合に
は、改めてお知らせいたします。

以 上